

令和5年度 特別区民税・都民税(住民税)について

令和5年度の納税通知書兼変更通知書をお届けいたします。税額は次のとおり計算しています。

◎特別区民税・都民税の計算のしくみ ※特別区民税・都民税を総称して住民税といいます。

③ 課税標準額
(1,000円未満端数切捨)

×

④ 税率

	特別区民税	都民税
総所得 山林・退職	6%	4%
分離所得	下表参照	

=

⑤ 算出

⑥ 税額

⑦ 所得割額
(100円未満端数切捨)

+

⑧ 均等割額

5,000円
(特別区民税 3,500円
都民税 1,500円)

⑨ 年税額

※課税標準額とは次の金額
所得金額－所得控除額
所得金額＝収入－必要経費
※給付所得・公的年金等の所得の場合には下記の方法により計算します。

※特別区民税均等割には、次の減額措置があります。

区分	課税標準所得	特別区民税	都民税
区別所得	一般分	一律	5.4%
経年課税	経年分	一律	3%
長期課税	一般分	一律	3%
課税区分	特定分	2,000万円以下の場合	2.4%
		2,000万円超の場合	3%－12万円
		6,000万円超の場合	2%－8万円
	一般分	6,000万円以下の場合	2.4%
		6,000万円超の場合	3%－36万円
			2%－24万円
	一般株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の配当金	3%	2%
	先物取引	3%	2%

※特別区民税均等割には、次の減額措置があります。

区分	課税標準所得	特別区民税	都民税
区別所得	一般分	一律	5.4%
経年課税	経年分	一律	3%
長期課税	一般分	一律	3%
課税区分	特定分	2,000万円以下の場合	2.4%
		2,000万円超の場合	3%－12万円
		6,000万円超の場合	2%－8万円
	一般分	6,000万円以下の場合	2.4%
		6,000万円超の場合	3%－36万円
			2%－24万円
	一般株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の配当金	3%	2%
	先物取引	3%	2%

①均等割が優遇される同一生計配偶者又は扶養親族 1,500円

②上記①の方を2名以上有する方 1,000円

《給与と所得の計算》(収入金額から給与所得控除を差し引いた金額)

収入金額(A)	所得金額	収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0	1,628,000円以上 3,600,000円未満	(A) × 60% - 100,000
551,000円以上 1,619,000円未満	(A) - 550,000	1,619,000円以上 3,600,000円未満	(A) × 70% - 80,000
1,619,000円以上 3,600,000円未満	1,069,000	3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A) × 80% - 440,000
3,600,000円以上 6,600,000円未満	1,070,000	6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A) × 90% - 1,100,000
6,600,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000	8,500,000円以上	- 1,190,000
1,624,000円以上 6,600,000円未満	1,074,000		

③給与収入金額(A)を4,000円単位で切り上げ控除額を算出した後の金額を以下に計算します。
例: 1,816,200円×4,000円=454,050円-454×4,000円=1,816,000円(A)

所得金額の調整事項
下記の金額に該当する場合は算出した控除額を、上記の数値に次の給与所得控除を差し引きします。

①給与収入金額が551,000円を超えて、下記のいずれかに該当する方
・本人が扶養親属者である方
・23歳未満の扶養親属がいる方
・扶養親属者である他の一人暮らしの親属または扶養親属がいる方

②給与と所得と公的年金等の所得の両方が(A) 2 以下、それぞれ10万円を上限

非課税について
右のいずれかに該当する場合は非課税です。
・合計所得金額が35万円以下(1号と2号計算書及び扶養親属の人数) + 1号より21万円以上の方(単身の場合、21万円の上限あり)または
・本人が障害者控除、寡婦控除、より寡婦控除のいずれかの適用を受けている
場合または所得者の場合で合計所得金額が35万円以上かつ
・令和5年1月1日現在厚生年金法の規定による生活給付を受けている方

《公的年金等の所得の計算》(収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)

収入金額(A)	所得金額	収入金額(A)	所得金額
3,300,000円未満	0	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 75% - 275,000
3,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 75% - 275,000	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 85% - 685,000
4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 85% - 685,000	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(A) × 95% - 1,455,000
7,700,000円以上 10,000,000円未満	(A) × 95% - 1,455,000	10,000,000円以上	(A) × 95% - 1,455,000
10,000,000円以上	(A) × 95% - 1,455,000		

受給者の年齢
65歳以上

65歳未満

①給与収入金額が551,000円を超えて、下記のいずれかに該当する方
・本人が扶養親属者である方
・23歳未満の扶養親属がいる方
・扶養親属者である他の一人暮らしの親属または扶養親属がいる方

②給与と所得と公的年金等の所得の両方が(A) 2 以下、それぞれ10万円を上限

種 類		所 得 控 除 額		
雑 損 控 除	次の①又は②のどちらか多い金額 ①(損害金額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額)－5万円			
医 療 費 控 除	(支払った医療費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×5%(10万円を上限))＝控除額(上限額200万円)			
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(支払った特定一般用医薬品等購入費)－(保険金などで補てんされる額)－1万2千円＝控除額(上限額8万8千円)			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
保険の種類				
生命保険料控除	新契約分 (平成24年1月1日以降に 締結した生命保険契約)	①一般の生命保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
		②個人年金保険料	12,000円超～32,000円以下	(A) ÷ 2 + 6,000円
		③介護医療保険料	32,000円超～56,000円以下	(A) ÷ 4 + 14,000円
			56,000円超	28,000円
			15,000円以下	支払った保険料の全額
	旧契約分 (平成23年12月31日以前 に締結した生命保険契約)	④一般の生命保険料	15,000円超～40,000円以下	(A) ÷ 2 + 7,500円
		⑤個人年金保険料	40,000円超～70,000円以下	(A) ÷ 4 + 17,500円
			70,000円超	35,000円
		①～⑤について上表により個別に控除額を計算し、次の算式に代入して求めます。(上限額：70,000円)		
		(①の控除額+④の控除額) + (②の控除額+⑤の控除額) + ③の控除額		
※ ※ ※ ※ 下欄部分の上限額はそれぞれ28,000円 ただし、下欄部分が日額約(又は月)の控除のみの場合は、35,000円を上限額とする。				
地震保険料控除		支払った保険料(B)	地震保険料控除算出式	※ ①地震保険料と②旧長期損害 保険料の両方の支払がある場 合は、それぞれの控除額の合 計額(上限額25,000円)
	① 地 震 保 険 料	50,000円以下	(B) ÷ 2	
		50,000円超	25,000円	
	② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額	
		5,000円超～15,000円以下	(B) ÷ 2 + 2,500円	
		15,000円超	10,000円	

(所得控除 続き)

人的控除	控 除 の 種 類		控除額	控 除 の 種 類		納税義務者の合計所得金額ごとの控除額		
						900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	障害者	障 害 者	26万円	配偶者	一般			
		特 別 障 害 者	30万円		33万円	22万円	11万円	
		同 居 特 別 障 害 者	53万円		38万円	26万円	13万円	
		寡 婦	26万円		老人(70歳以上)			
		ひ と り 親	30万円		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	勤労学生	勤 労 学 生	26万円	配偶者 特 別	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		扶養	一般(16歳以上18歳以下 及び23歳以上69歳以下)		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
					老人(70歳以上)	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
同居老親等(70歳以上)					115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
特定(19歳以上22歳以下)					120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
基礎	合計所得額	2,400万円以下	43万円		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円					

「④税額控除等」の計算方法

(1) 調整控除（合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません）

合計課税所得金額が200万円以下の場合	合計課税所得金額が200万円超の場合
ア 人的控除額の金額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2) ⇒ アとイのいずれか少ない額の5% (特別区民税3%・都民税2%)	ア 人的控除額の金額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2) - 200万円 ⇒ アからイを控除した金額(5万円以下(マイナスを含む)の場合は5万円)の5% (特別区民税3%・都民税2%)

(※1) 人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類			差 額	控除の種類			差 額	納税者本人の合計所得金額ごとの差額			
寡 婦		1万円		一 般		5万円		900万円超 950万円以下			
ひとり親	父 母	10万円		老 人		10万円	配偶者	950万円超 1,000万円以下			
	母	5万円		同居老親等		13万円		5万円	4万円	2万円	
障害者		1万円	扶養親族	特 定		18万円		老人(70歳以上)	6万円	3万円	
特別障害者		10万円		勤労学生		1万円	配偶者 特 別	48万円超 50万円未満			
同居特別障害者		22万円		基礎控除		5万円		50万円以上 53万円未満	5万円	4万円	2万円
								53万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

(※2) 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額(それぞれ、納税通知書兼変更通知書の「課税標準額の内訳に記載」)

(2) 配当控除 ※申告分離課税を選択した場合は適用なし

	課税標準額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類	特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区 分	特別区民税	都 民 税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額	3/5	2/5

イ) 外国税額控除 (控除限度額)

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18%
都 民 税	所得税の控除限度額の12%

(5) 寄附金税額控除 ※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×6％(特別区民税分)
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×4％(都民税分)
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・ 地方公共団体で特例控除対象以外の団体	(寄附金額－2,000円)×10％ ※特別区民税分6％、都民税分4％
地方公共団体で特例控除対象の団体(ふるさと納税など)	(寄附金額－2,000円)×10％+特例控除額(※3) ※特別区民税分6％、都民税分4％ (※3) 特例控除額…次の計算式により算出(特別区民税・都民税算出所得割額から調整控除を差引いた金額の2割が上限)

※総務大臣が指定した地方公共団体へのみ寄附し、特例控除が適用される。

基本的な特例控除額計算式	(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率)
--------------	--------------------------------------

基本的な特例控除額計算式	(地方公共団体への寄附金額－2,000円) × (90%－所得税の限界税率(* 4) × 1.021)
--------------	---

※ 4) 所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率

(6) 住宅借入金等特別税額控除 ※平成25年1月1日以後に居住を開始した場合に限ります。

下記の①と②-1、又は①と②-2を比較し、少ない金額を控除します。

① 所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別除税可能額	
②-1 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じた額(上限 97,500円)	特定取得等(※5)に該当しない場合
②-2 所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じた額(上限 136,500円)	特定取得等(※5)に該当する場合

(※5) 特定取得等…特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得のいずれかに該当するもの

※詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。

荒川区トップページ <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/> →税金（生活便利ナビ）→特別区民税・都民税（住民税）→住民税住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

〔お問い合わせ〕 荒川区役所 税務課課税係 電話 03-3802-3111（代表）内線 2316～2319、2321～2323

※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。